

宇多津町不妊治療(生殖補助医療)医療費助成金

(令和4年4月1日以降に開始した体外受精・顕微授精の治療に対する助成制度)

宇多津町では、令和4年4月1日以降の不妊治療への保険適用後に、体外受精・顕微授精(生殖補助医療)を受けられたご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療に要する費用の一部を助成します。

1 対象者以下の要件をすべて満たす方です。

- ① 生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されていること
- ② 助成の対象となる治療の開始日の妻の年齢が43歳未満であること
- ③ 治療期間中及び申請時に、夫婦(事実婚含む)ともに、宇多津町に住所を有すること
(単身赴任等の特別な事情がある場合は、夫婦のどちらか一方が宇多津町に住所を有すること。)
- ④ 夫婦ともに町税を完納していること
- ⑤ 同一治療期間において、他の市町村の助成を受けていないこと

2 助成対象の治療・助成額

助成対象の治療		1回の治療【注1】の 助成額(上限額【注2】)
①保険診療による 生殖補助医療【注3】	【保険診療】で行われた体外受精・顕微授精 (保険診療と組み合わせて実施された先進医療部分の治療を含む)	8万円まで
②保険外診療(自費診療) による生殖補助医療	主治医の判断により、「国の先進医療会議において安全性、有効性等について審議中又は審議予定の医療技術等」を併用したため、又は「保険適用外の高度に先進的な生殖補助医療技術等」を用いたために【保険外診療】となった体外受精・顕微授精	10万円まで
③男性不妊治療	体外受精・顕微授精のため精子を精巣または精巣上体から採取するための手術(以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合を除く)	①に加算 3万円まで ②に加算 10万円まで

※不妊の原因を調べるための検査に係る費用、入院費、食事代、個室料、文書料は対象外です。

※夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供、代理母、借り腹は対象外です。

【注1】 生殖補助医療の「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から胚移植に至る治療の過程をいいます。

投薬を開始したが採卵に至らなかった場合を除き、やむを得ず治療を中止した場合も助成の対象となります。

【注2】 1回の治療に要した自己負担額の範囲内で助成を行います。

【注3】 保険診療による生殖補助医療は、高額療養費制度の対象となる場合があります。その場合は、高額療養費で支給された額を除いた自己負担額に対して助成を行いますので、必ず高額療養費の支給額が確定してから申請書を提出してください。

事前に加入している公的医療保険(健康保険組合、協会けんぽ、市町村国保、共済組合等)から「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示して受診してください。

3 助成回数

1回目の治療開始日の妻の年齢	助成回数の上限
40歳未満	通算6回まで(子ども1人につき)
40歳以上43歳未満	通算3回まで(子ども1人につき)

※旧制度(令和4年3月31日までに開始した治療分)で助成された回数は含みません。

※助成を受けた後の出産(12週以降の死産を含む)ごとに、助成回数をリセットすることができます。

※宇多津町転入前に他の自治体で受けた助成(令和4年4月1日以降の治療に対する助成)の回数も通算します。

【リーフレット】

4 申請に必要な書類

必要な書類	内容等
① 申請書兼請求書(様式1)★	申請者は町内に住所を有する夫と妻のどちらでもかまいませんが、助成金の振り込みは申請者の口座になります。
② 受診証明書	様式は【保険診療】(様式2)★と【保険外診療】(様式3)★があります。医療機関に記載を依頼してください。
③ 医療機関が発行した生殖補助医療の領収書と明細書(原本)	②に記載された金額が確認できるものをすべて提出してください。 <u>※領収書は日付順に並べてください。</u> 申請時、窓口でコピーした後返却します。なお、費用の内訳が記載されていない場合は、内訳がわかる請求明細書等をご用意ください。
④ 申請者名義の振込口座の通帳などのコピー	銀行名、支店名、口座番号、口座名義人がわかるものをコピーして提出してください(通帳のコピー、電子通帳のスクリーンショットの画面コピーなど)。
⑤ 夫婦の婚姻関係を確認する書類	【夫婦(法律婚)の場合】 夫婦同一世帯のとき・・・住民票(続柄の記載のあるもの) 夫婦別世帯のとき・・・夫と妻の住民票・戸籍謄本 【事実婚の場合】 ・両人の戸籍謄本・住民票 ・事実婚関係に関する申立書(様式4)★
⑥ 町税の滞納がないことの証明書	夫と妻それぞれ必要です。税務課(役場本館2階)で取得することができます。
⑦ ※【保険診療】の場合のみ 「限度額適用認定証」または「高額療養費の支給額証明書」のコピー	<u>※高額療養費制度を利用する場合、必ず事前に手続きを行い、高額療養費が支給された後に本申請を行ってください。</u>
⑧ ※【保険診療】の場合のみ 健康保険証のコピー	ご加入の健康保険証をコピーして提出してください
⑨ 出産等で助成回数をリセットする場合に必要な書類	【出産の場合】 戸籍謄本または母子健康手帳の「出生届出済証明」のページのコピー 【12週以降の死産の場合】 死産届のコピーまたは母子健康手帳の「出産の状態」のページのコピー

★の様式は宇多津町のホームページをダウンロードするか、保健センターでもお渡しできます。

※戸籍謄本や住民票は申請日から3か月以内に発行されたもので、住民票はマイナンバーの記載のないものをご用意ください。

5 申請期限

治療終了日の属する年度末(3月31日)

※やむを得ず年度末までに申請できない場合は、必ず、事前に保健センターまでご相談ください。

6 申請書類の提出先・問い合わせ先

●宇多津町保健センター

〒769-0292 香川県宇多津町1881番地 TEL:0877-49-8008

●受付時間 月～金曜日(祝祭日を除く) 8:30～17:15